

第19回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年3月22日（木）10:00～11:57
2. 場所：合同庁舎4号館4階 共用第4特別会議室
3. 出席者：
（委員）原英史（座長）、大田弘子（議長）、八代尚宏
（専門委員）村上文洋
（政府）田中内閣副大臣
（事務局）窪田規制改革推進室次長、林規制改革推進室次長、西川参事官
（ヒアリング）国土交通省住宅局 平松幹朗市街地建築課長
東京都都市整備局 久保田浩二都市づくり政策部長
次世代メディア研究所 鈴木祐司代表
NHK放送文化研究所メディア研究部 中村美子上級研究員
総務省 奈良俊哉大臣官房審議官

4. 議題：
（開会）
議題1 日影規制の見直し（フォローアップ）
議題2 放送を巡る規制改革
（閉会）

5. 議事概要：

○西川参事官 それでは、定刻となりましたので「規制改革推進会議 第19回投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用中のところ御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、大田議長に御出席をいただいております。

また、吉田座長代理、飯田委員、森下委員、所用により御欠席と伺っております。

田中副大臣に御出席をいただいております。

冒頭、メディアの方の頭撮りがございますので、しばらくお待ちください。

それでは、退室をお願いいたします。

（カメラ退室）

○西川参事官 それでは、ここからの進行は原座長、お願いいたします。

○原座長 ありがとうございます。

本日の議題、1つ目は「日影規制の見直し」です。

本件は、昨年6月の規制改革実施計画において、日影規制の見直しについて、平成29年度検討・結論などとされておりました。

これを踏まえて、本日は国土交通省からその検討状況について伺うとともに、東京都さんから東京都における土地利用の方針などについて御説明をいただきたいと思います。

では、まず国交省さんから、お願いいたします。

○国土交通省（平松市街地建築課長） 国土交通省市街地建築課長をしております平松と申します。今日はどうぞよろしく申し上げます。

お手元にお配りしております資料1-1、1-2が「日影規制の見直し（フォローアップ）」に関する資料でございます。

まず、お手元の資料1-2を御用意いただきまして、改めて日影規制制度の概要、それから、この制度が導入された経緯について、ざっと御説明させていただきたいと思います。その後、資料1-1に基づきまして、規制改革実施計画への対応方針案について、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、制度の概要についてでございます。資料1-2を御覧いただきたいと思います。

建築物の周囲の居住環境を害することがないようにということで、一定の日照の確保を図ることを目的といたしまして、敷地の外側の5メートルと10メートルのラインにおいて、一定の時間以上日影を生じさせないように規制を行う制度でございます。具体的な規制の実施につきましましては、地方公共団体におきまして、地域の実情を踏まえて、都市計画に定められた用途地域ごとに規制をする時間等を選択するといった仕組みになってございます。

この規制を行うかどうか、また、対象とするエリアをどのように設定するかを含めまして、条例で全て規定する仕組みになっているところでございます。したがって、地域の実情を踏まえて、地方公共団体に御判断いただくという規制体系になっているところでございます。

資料1-2、下の段を御覧いただきたいと思います。日影規制に係る建築基準法の法制化等の経緯を整理したものでございます。日影規制の導入につきましましては、表の中ほどにございます昭和51年、建築基準法を改正いたしまして、導入されてございます。施行については、公布後1年後ということで、昭和52年から施行されてございます。

それに至るまでの経緯でございます。昭和45年には、住居専用地域内の北側斜線制限の創設ということで、形態規制によりまして、一定程度、間接的にはありますけれども、日照が確保できるような環境の整備を行ったわけでございます。ただ、それを行いましてもなお、当時は日照をめぐる紛争が非常に多く発生をしていた状況がございます。

そういった状況を象徴するような状況になるかと思っておりますけれども、昭和47年には最高裁で判決がございまして、日照・通風が法的保護の対象となるという判断が示されました。受忍限度を超えて日照を阻害するという行為については、不法行為として損害賠償請求の対象になるという判決が確定をいたしました。

こういったことを受けて、公法上の規制として、一定程度日照の確保について建築規制の基準の導入が必要になったということで、建築審議会での御議論を経まして、その翌年48年に中間報告をいただき、中間報告に示された方向に基づいて、日影規制制度を導入しております。

なお、都市再生特別地区制度につきましては平成14年、また、特定街区制度については、日影規制が導入をされます以前、昭和36年に導入されているということをお示ししております。

この昭和48年の建築審議会の議論の中では、どういう形での規制がふさわしいかという議論もございました。その中で、3つの方法について検討をされたということを下の方に示させていただいております。1つ目は、形態規制で対応するという案でございます。2つ目が、直接、関係住民の同意を得るという方法、それから、個々の建築物の日照時間を直接確保する方式ということで、3つの議論が行われたわけですけれども、いずれのケースについても制度として導入するのは難しいという結論に至りまして、結果といたしまして、現在の個々の敷地ごとに敷地の外に発生する日影の時間について規制するという手法が妥当であるという結論に至ったという経緯でございます。

続きまして、実施計画への対応方針について御説明をさせていただきたいと思っております。資料1-1にお戻りをいただきたいと思います。

この資料でございますけれども、事項名として17番から19番までの3つの事項ごとに計画に位置づけられた内容を上段に、対応方針の案を下段に整理させていただいております。計画の内容の中には、3つの事項に共通いたしましたして、日影規制の運用の実態を調査するということが、まず位置づけられてございます。こういったことを受けまして、今回実施をいたしました調査の概要を簡単に冒頭御紹介させていただきます。

調査につきましては、全国の全特定行政庁、303の自治体になりますけれども、これを対象に昨年9月から10月にかけて調査票への回答をお願いする形で実施させていただきました。

調査項目につきましては、1つ目といたしまして、駅舎や鉄道車庫に係る日影規制について。2つ目といたしまして、日影規制の特例許可について。3つ目といたしまして、都市再生緊急整備地域における日影規制についてという3つの項目でございます。

以下、事項別に調査の結果の概要と対応について御説明いたします。

まず、駅舎や線路敷沿いの車庫における日影規制の見直しについてですが、調査におきましては、駅舎等が存在する場合の線路敷の取り扱いにつきましては、自治体によって多少ばらつきが見られたものの、大多数が線路敷が建築物の敷地となっている場合であれば、緩和規定の対象でございます「道路、水面、線路敷その他これらに類するもの」としては扱わないという運用を行っている実態でございました。

これを踏まえまして、駅舎等に対して不適格となるような日影を生じさせる建築物を建築する場合には、規制対象区域を変更して適用除外とするといった対応とか、あるいは、

特例許可の取得を行う必要が出てくるわけでございます。そういった対応が必要となるという前提で、調査の中で一つ柔軟な取り組みの事例が報告をされましたので、それについて御紹介をしたいと思います。

駅舎ですとか鉄道車庫については、用途地域ですとか、容積率に基づく原則的な対象地域の指定の考え方によらず、個別に対象地域から除外する、これを条例で定めるという事例が報告をされております。こういった柔軟な取り組みについて、その事例を各自治体に周知することによりまして、自治体の柔軟な運用の参考となるように、今回措置をしたいと考えているところでございます。

大変恐縮なのですが、具体の地区のイメージについてお示しできる資料を本日御提示できればよかったのですが、今日時点でオープンにできる資料は、調査に御協力をいただいた自治体さんと調整が整わなかったということで、お示しできない状況でございます。大変申し訳ございません。

続いて、老朽化建築物の建てかえにおける日影規制の見直しについてでございます。日影規制に関する既存不適格となる老朽化建築物を除却して建て替える場合でございますけれども、自治体の運用する「新築」を対象とした許可基準において、既存不適格であったことを要件にしているものはございませんでした。したがって、公共性のある施設である場合ですとか、隣接地が住宅等の用地とならないことが担保されている場合などに適用が限定をされるということで、将来居住に係るような建築物が建たないというような措置がされているケース、あるいは、都市計画駐車場のよう将来とも居住に係る建築物とならないと判断される場合に許可を行うという事例が報告されてございます。

こうした事例につきましても、自治体に対しまして周知を行いまして、これらを参考として柔軟な運用をとっていただきますように、そういった柔軟な運用の重要性につきまして、改めて通知を行いたいと考えているところでございます。

最後、3つ目でございますけれども、都市再生緊急整備地域内におけます日影規制の見直しについてです。まず、都市再生特区に隣接、あるいは近接して日影規制対象地域がある自治体につきましては、緊急整備地域のある自治体の中で4分の1程度でございました。特区の指定に合わせて指定対象区域を見直した事例がございまして、地区計画の再開発等促進区のエリアを拡大するなど、都市計画の変更によりまして、日影規制の対象区域から除外するといったケースが報告をされたわけでございます。

こうした事例につきましても、関係自治体に周知をすることによりまして、引き続き緊急整備地域内におけます日影規制の弾力的な運用が図られるよう、適切な対応を求める通知を行ってまいりたいと考えてございます。

今回、実施計画を受けまして、現在考えております対応方針については、以上でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○原座長 ありがとうございます。

先に東京都さんの説明をお願いして、その後質疑をさせていただきます。

○東京都（久保田都市づくり政策部長） 東京都都市整備局都市づくり政策部長の久保田でございます。今日はよろしくお願ひいたします。

資料は御用意したものは1－3でございますけれども、先ほどの資料1－1に関連して、東京都の日影規制について若干説明をさせていただきます。東京都の場合は、東京都全体を「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」というものを作って規制してございます。その規制の考え方でございますけれども、用途地域、容積率、高度地区、この3つによって標準的な規制時間というものを定めまして、規制を行っております。標準的なものから外れるものについても、それぞれの自治体の考え方によりまして、強化をしたり、緩和をしたりするような仕組みをとっております。

用途地域については、現段階では、23区は東京都が指定できますけれども、多摩部については市が指定をしてございます。ただ、実態的には、原案については区市町村それぞれの自治体が用途地域の原案を作っていますので、それに基づいて日影の条例についても作っているというのが実態でございます。

日影の除外についても条例の中で定めておりまして、先ほど事例の中でありました再開発等促進区、この地区計画の整備計画を定めたエリアは日影の対象から外すとか、高度利用地区をかけたエリアについては外すということを条例の中でやっています。もともと法の中にそういうものはありませんので、条例の中でそういった規定を作って、柔軟にできるような対応をとっているというのが実態でございます。

資料1－3「特定都市再生緊急整備地域内の日影規制等の合理化について」ということでございますけれども、昨年9月に東京都全体の「都市づくりのグランドデザイン」というものを策定いたしまして、2040年代の目指すべき東京の都市像とか、その実現に向けた取り組みの方向性をお示しました。

その中に戦略が書かれていまして、その戦略1の政策方針1というところに、世界をリードする国際ビジネス交流都市を持続させるというものを設定いたしまして、特定都市再生緊急整備地域等、特に高度利用を図るべき地域については、日影規制や高度地区などの高さ制限の合理化を図るという方針を定めまして、今年の2月に都市計画審議会に土地利用に関する基本方針の策定に向けまして、土地利用調査特別委員会というものを設置いたしまして、この中で議論をしていくということにしております。来年の2月にはその答申をいただいて、それを踏まえて用途地域等に関する指定方針、指定基準というものを改定して、これをもとに都内の自治体にこの基準を示して、用途地域等の見直しを行っていくこととなります。したがって、その後で日影規制についても条例の改正ということを考えていく段取りになると思います。

説明については、以上でございます。

○原座長 質疑に入る前に、前期のこのワーキング・グループでの議論を振り返っておきたいと思ひます。

日影規制に関しては、特に都心部において、土地利用や都市開発を無用、過剰に妨げているケースがあるとの問題提起が民間事業者からございました。これに対して、これは前期の議論ですが、国交省さんからは、自治体で柔軟、弾力的に運用できる仕組みになっているはずだというお答えだったと思います。ただ、現実の運用は必ずしもそうになっていないのではないかと議論をさせていただいたと思います。

その上で、平成29年の規制改革実施計画でございますが、先ほども御紹介がありましたように、まず、規制の実態を調査いただく。その上で必要な対応をとるという閣議決定をしていたわけでございます。

その上で、今日、国交省さんに是非改めてお願いしたいのは、実態調査の結果を明らかにしていただきたいということです。弾力的になされている良い事例を周知されるというお話がございました。これは大変重要なことだと思います。一方で、大多数はといったお話もございましたけれども、そうではない事例、弾力的に運用がなされていない実態があるわけですので、それを明らかにしていただくことも重要ではないかと思っております。今日は間に合わなかったということでもございましたけれども、年度内でもう日が迫っておりますので、これは是非早急をお願いできればと思います。

私からは、まず以上でございます。

○八代委員 ありがとうございます。

国交省にお聞きしたいのですが、今も原座長から言われたみたいに、個別事例が是非知りたい。自治体の同意が得られないということであれば、匿名でもいいと思うのです。某市においてはこういうことが行われていると。良い事例については、特に向こうも反対しないでしょうけれども、悪い事例の場合に。それを特定の市だけでなくか、幾つか類型化していただいて、こういう問題点があるということをこういう場で示していただきたい。それが一般に知られるということが大事で、こういうことをしてはいけないということについての共通認識を考える。

これは地方分権の観点もあって、直接指導というのは難しいかもしれませんが、そういう情報をきちんと提起して、一方でこれだけ弾力的なことをしている自治体もあるのに、旧態依然の自治体があるということ、その地域の住民にも分かるようにしてもらえれば、非常にいいのかなと思います。

この日影規制の考え方についても、諸外国の例なども含めて、もう少し啓蒙的な視点も必要ではないか。自治体の都市計画的なものは、今、住んでいる住民だけで決めていいのかどうか。それはそういう地域が発展するためにも、潜在的な住民のニーズを踏まえてやらないと、既得権の保護だけになってしまい。それは地域の衰退に結びつくという観点も大事ではないかと思っております。

○原座長 国交省さんから、お願いします。

○国土交通省（平松市街地建築課長） いただきました情報の提供につきましては、調査に御協力いただきました自治体にも確認をしないといけないと思うのですけれども、でき

るだけオープンにできるような形で調整をさせていただければと思います。少しお時間をいただければと思います。

してはいけないことについて、それほど明確にこれはバツだというのが、調査の結果出てきているケースは非常に少ないと認識しております。ある程度地域の実情に応じてそれぞれ自治体で検討され、実態に即した規制を運用されているという観点で言うと、余りこれはだめだという形でお示するのはどうかなと思うところでございます。我々としては柔軟な対応を工夫されている事例について情報提供をすることによって、そういったものを参考に、我々もそれに取り組んでみよう、あるいは似たような地域で同じような状況があるのであれば、それを一歩前に進んでおられる取り組みを参考にしてみよう。そういうところを積極的に促していきたいと考えておるところでございます。

それから、規制の考え方自体というお話がございましたけれども、これにつきましては、高度利用を図る必要性と地域の住環境を守る、両面ある世界だと思っております。いずれも潜在的なニーズというものはどちら側にも存在するものだと思っております。どちらかに偏らないように、そこは中立的に考えていく必要があるかと思っております。ただ、都市計画等でその地域の方針が明確に示されて、そういう街づくりの方向でいろいろ事が進められていくということが地域を含めて合意をされている。その上で進められる事業については、いろいろ工夫の余地があるのかなと思うところでございます。

以上でございます。

○八代委員 土地の高度利用と地域の住環境の保持が必ずしもトレードオフの関係にあるのかどうか。つまり、例えば外国の都市を見ますと、パリとかロンドンとか、5-6階建ての中高層住宅がびっしり並んでいるところでも、ちゃんとした住環境は保障されているわけで、問題は住環境の定義なのです。日が当たらなければ住環境が悪いという大昔の定義をそのまま使っていていいのかどうかということです。それは住みやすい街を作ることが住民のためであると同時に、資産価値も高める。また、新しい住民も入ってきて、都市が活性化する。

それが住み良い街なわけで、そういう意味で、この日照権の確保が余りにも古い定義の住環境だということをちゃんと住民の方に説得していただく。そういうことをやっておられる自治体と何もしない自治体ということをちゃんと区別する必要があるのではないかと思います。

ですから、この規制改革実施計画で上げている例も、線路や老朽化建築物の建て替えとか、そういう極端な例でなくても、住みやすい良い住環境を作るために日影規制のあり方をどうしたらいいかということで、いろいろ自治体が知恵を絞っておられると思うのです。そういうところのベスト・プラクティスあるいはワースト・プラクティスというものを情報としてちゃんと開示していただくというのを、国交省にお願いしたいと思っております。

○原座長 先ほどのお答えの中で、調査結果に関して、やってはいけない事例はさほどなかったのですということでもございました。ただ、やってはいけないと国交省さんが言われ

るのはなかなか難しいかもしれませんが、とはいえ、皆さん方が御覧になって工夫が足りないのではないか、もっと工夫の余地があるのではないかという事例はあったということなのだと思いますので、言い方は国交省さんで工夫しながら、是非明らかにしていただけたらと思います。

もう一つ、東京都さんで今後検討を進められていくということだと思いますが、今の議論も踏まえて規制のあり方、また、これまでの議論に関して、もし現時点でコメントをいただくことがありましたら、お願いします。

○東京都（久保田都市づくり政策部長） 特に都市再生緊急整備地域内で、都市再生特別地区の指定を行って開発プロジェクトを誘導しているわけですが、例えば六本木とか赤坂とか、ああいうところでも都心並みの高度利用がどんどん図られているのですが、近接して住宅といいますか、日影規制の対象区域がまばらにあるような土地利用になっていますので、そういったところを今後我々としても、面的な高度利用ということも考えつつ、どこまで住環境の保全というものを考えていくのかというのは非常に悩ましいところですが、東京全体の活力の増進ということからすれば、一定の合理的な判断の中で、日影規制なり高度地区の合理化をやっていきたいと思っていますので、是非よろしく願いしたいと思います。

○原座長 東京都さんで前向きな御検討が始まること、大変歓迎しており、是非進めていただければと思っています。今後の対応も含めて、引き続きこの会議でもフォローアップをさせていただきたいと思っています。

引き続き、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

（国土交通省、東京都退室）

（次世代メディア研究所、NHK放送文化研究所、総務省入室）

○原座長 続きまして、議題の2つ目「放送を巡る規制改革」に移らせていただきます。

本日は、先週のヒアリングに引き続き、次世代メディア研究所代表の鈴木祐司様、NHK放送文化研究所メディア研究部上級研究員の中村美子様にお越しをいただいております。お忙しい中を誠にありがとうございます。

鈴木様、中村様それぞれの御説明の後に質疑の時間を設けさせていただきまして、最後に残された時間で全体の質疑をさせていただければと思います。

また、総務省の奈良大臣官房審議官にも御出席をいただいております。

御説明をいただく前に一言だけお話を申し上げたいと思います。

ここ数日、放送をめぐる規制改革について、いろいろな報道が出ています。中には、党派色の強い局を可能にするための制度改革を目指しているとか、首相が批判報道に不満を持たれてこういった検討をされているといったような報道もなされています。全く心外なことですのでございます。私たちの会議でそういった検討をしているつもりは全くありません。

私たちのこの会議では、昨年来、電波の有効利用、特に第4次産業革命に向けての新たな電波利用ニーズが高まってくる中で、どのように電波を有効利用していくのかという議

論からスタートいたしました。その中で、放送分野において使われている帯域について、放送の未来像も含めてさらなる検討をすべきではないかということで、昨年の11月に「規制改革に関する第2次答申」を取りまとめ、その後、引き続き議論を行っているところでございます。

特に放送の未来像に関する検討という視点では、国民に対して多様で良質なコンテンツをいかに提供していくのか。また、そのときに最新の技術をいかに十分に活用していくのか。こういった視点で、さまざまな課題を、皆様からお話を伺っているところでございます。そういう状況でございますので、是非今日はいろいろな御意見をいただいて、さらに議論ができればと思っております。

では、鈴木様から、お願いいたします。

○次世代メディア研究所（鈴木代表） 次世代メディア研究所の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

私の資料2-1のタイトルは「“テレビ×デジタル”の一つの方向性」としました。放送の未来像というのは、もう放送単体ではあり得ないと思っています。放送とデジタル、つまり、インターネットとの関係でどうするかということを考えない限り、現実的な未来はないと思っています。

お話をいただいたときに私が前提にしようと思ったのは、電波の有効利用、新規事業の育成、そして、経済活性化というこの3つの視点で考えてみました。

提言が2つほどあります。一つは「放送のハード・ソフト分離」を真剣に考えてみたらどうか。もう一つは、テレビ×デジタルの一つの方向性を切り開くために、NHKのEテレというものの存在を見直してみたらどうかと思っています。

具体的にお話をさせていただきます。まず、放送のハード・ソフト分離というのは、隣にNHK放送文化研究所の中村さんがいらっしゃいますので、こちらが専門でございますけれども、欧米、イギリスなどは、ハード・ソフト分離はとうに実行しております。ここに書いてあるメモは、イギリスのお話を書きました。「通信・放送融合時代における新たな情報通信法制のあり方」という経団連の提言が総務省のホームページの中に掲げられており、その文書からそのまま引っ張ってあります。簡単に言うと、イギリスで地デジを始めるときに、イギリスのBBCは送信部門をクラウン・キャッスルに売却し、そのクラウン・キャッスルは二転三転、別の会社にかわっている。買収されたりしている。この間、20年近くたっていますが、通信と放送を分離した。伝送部分を分離したからといって、特に不都合が起こっているようには思えない。つまり、これまで日本の放送事業者が主張してきたような災害時とかジャーナリズムを守るためにということは、分離をしたとしても長期契約で縛れます。実際に、外国では、このような方法で何ら不都合がないということがある以上は、これはもう一度考えてみたらどうかと思っているというのが1点目です。

具体的にもうちょっと踏み込むと、地上波デジタルネットワークというのは、今、NHKとか民放5系列、個別会社、みんなばらばらで送信していますけれども、これを1つの伝

送会社にするという合理性の問題が1点です。ただ単に合理性の問題だけではなくて、私は冒頭で放送×デジタルの時代だと申し上げました。つまり、放送波を放送波として電波利用するだけでずっといくというのが本当に合理的なのか。IP伝送というものも重要性をどんどん増していきますので、IF、放送波とIP伝送ということの兼ね合わせみたいなことを、伝送会社が存在した方がそちらにより研究開発しやすいのではないかと。放送会社が伝送部分を持っていますと現状維持という力学が働きますので、そのままではなかなか電波の有効利用にならないかと思っているというのが、私の個人的な考え方です。

続きまして、Eテレの問題です。これは電波の有効利用という問題、新規事業の育成という問題、経済活性化の問題、そして、NHKのネット活用を本格化するという視点です。具体的に言いますと、Eテレを地上波から撤退させて、衛星及びIPなどで伝送する方式にしてみたらどうかと思っています。衛星というのはBSですけれども、現状では6割ぐらいの普及をしております。これを2～3年かけて、これから4K・8Kも始まりますので、BSが現在6割以上の普及があるとして、これから8割近くまでいくといたしましょう。残った2割のところは、例えば同時配信、見逃し配信、アーカイブVODみたいな、こういうIPを使った仕組みでカバーすると、事実上100%になりますねと。そもそもEテレという放送は、99%近く全国放送です。地上波というのは2,000局の中継局を扱って全国津々浦々に伝送していますけれども、コンテンツそのものが全国放送であれば、それは本当に電波の利用の仕方として正しいのでしょうか。衛星にすれば、1個の衛星、中継局で全国に届きますね。もちろん衛星が100%普及しているわけではないということは勘案しなければいけないので、そのカバーという部分で、例えばケーブルテレビの再送信というものが一つあります。もう一つは、IP網を使う。

Eテレが対象にしているのは教育コンテンツであり、またマイノリティーサービスが中心です。教育コンテンツというのは、本来放送型であるよりもオンデマンド型、例えば英語の勉強をしたいという人は6時35分に家に帰って聞くよりも、働いている人でも何でもいいのですが、6時35分に放送があったけれども、自分の都合で自分は9時から勉強するみたいなオンデマンド型、ピンポイント型が合理的です。なおかつ、アーカイブVODがそろっていると、例えば都合で1か月なかなか聞けなかったという人たちが、ビング・ウォッチングみたいなものですが、まとめて時事ニュースならば時事ニュースの今月の4本分を全部聞くとか、こういう使い方の方がより合理性が高いというのが一点です。

マイノリティーサービスということはもちろん無視できないわけですが、マイノリティーであればあるほど、実はこれからはインターネットの世界なのです。例えば字を拡大するとか、音声を分かりやすく聞くとか、よりITを多用したシステムの中の方が、より利用しやすいわけで、そこに一番マイノリティー向けにコンテンツとして豊かなものを作っているNHKのEテレが、IPの方に入っていくということの方が合理性が高いと思っています。

今は利用者にとってのお話をしました。Eテレが、BSの放送があり、ケーブルテレビの

再送信があり、IPでの同時再送信があり、見逃しがあり、アーカイブVODがあるとなったときに、実はNHKのネット活用本格化というところを、一つ背中を押すことが可能なのではないかと考えています。

今、総務省で同時配信とか、民放をどうするかとか、もろもろと議論になっていますけれども、ここには幾つかの課題があるわけです。そうすると、アリの一穴ではございませんけれども、どこかで突破口を作るといったときに、一番蓋然性の高いEテレから始めていく。そこからNHKの総合だったり、民放各局を加えていくという議論は十分あり得るか。最終的にはオールジャパンの体制を作るとというのが、私の視野に入っています。現状、ネット上の動画配信というのは約1,800億円の市場ですけれども、現実にはテレビコンテンツの違法配信というものが膨大に存在してしまっていて、これをオールジャパンで同時配信及び見逃しやアーカイブがあると、かなり違法というものを駆逐できます。さらに新たな市場育成ということで言うと、現状の1,800億というのは、4,000億、5,000億に十分伸びる可能性があるわけですので、新規事業の育成とか経済活性化につながるというシナリオを私は描いております。

次にEテレが地上波から撤退したら、跡地をどうするか。現状の地上波ネットワークの最大の弱点は、地域情報のエリア外発信ができていないということです。御案内かと思いますが、大都市で制作して情報を作って全国に配信する。大都市が大都市や地方エリアに配信するというのは十分されています。地方に目をやった場合に、地方制作で地方に配信するというのは、約9%というのが現状です。本当は、地域放送はもっとあるのですけれども、現状は、大都市で作った番組を番組で買ってきてその地域で流しているということです。十分その地域の中で地域の情報がされているとは限りません。

さらに言うと、地域発信全国放送というのは、例えば今日も奥多摩で遭難があったりしましたけれども、事件、事故みたいなマイナス要素のニュース、情報はたくさん出ています。ところが、地域のいいものが全国に広まって、結果的にその地域の、例えば国内インバウンドという言い方はおかしいのですけれども、地域に観光客が来るとか、地域の産物がエリア外に出ていくみたいなことは、本来は、情報網を、人間で言ったら血管のように情報を外にいろいろと流すことによって、物や人の流通も促す役割を果たしていいはずなのですけれども、残念ながら地域のいいものはあまり発信されていません。

例えば一例を挙げますと、読売テレビさんが作っている「ケンミンSHOW」というものがあります。「ケンミンSHOW」というのは全国のネットワークがありますので、全国の都道府県の産物を取り上げたり、お店を取り上げていたりして、あれが10%ほどの視聴率をとるわけです。ですから、例えば全放送の中の1時間はありますけれども、工夫すればああいうものを作って、地域のプラス要素を全国に発信する枠はもっとできるかなど。

こういうことを専門でやるという事業を、Eテレの跡地で作ったらどうか。そのことによって多様な事業者の育成ができるとか、健全な制作者、発信者の競争関係の構築、場を作る。つまり、新規事業の育成ですね。具体的には地域発全国放送だったり、地域発プロ

ック放送があったり、ネットワーク型の放送、例えば沖縄と北海道を組んで、実は沖縄と北海道のことを両地域に出すとか、別の地域に出すのかは選択肢はありますけれども、そういうもろもろが考えられるということと言うと、電波の有効利用になっていくかと思っています。

現在の放送局がやっているネット展開では、番組丸々2次利用というものはそこそこ進んできました。TVer(ティーバー)があって、番組の2次利用がありますね。でも、ネットのユーザーというのは、本当は番組を丸々見るだけではなくて、ピンポイントでそのコーナーだけ見たいみたいな、もっとネットでより活用、利用されるための手法というものがありますが、現状ではそれが乏しいのです。幾つかの課題があるからなのですけれども、この辺もそういったことをきちんと視野に入れてやっていくシステムを作っていくと、もっともっと放送コンテンツがネット上で活用されるかなと思っています。

そこから先は、ほぼ蛇足でございます。最初に原座長がおっしゃったとおり、いろいろな議論がありますので、ちょっとだけ反応しておきますと、通信と放送で異なる規制・制度の一本化、放送法第4条の撤廃などは、私は個人的に疑問に思っているということを申し上げておきます。

なぜかという、簡単に言うと、現状のインターネットではまだまだ諸問題がたくさんあって、これを放送にまで拡大していくときには、メリットよりもデメリットが大きくなる可能性があるのです。そこは要議論だと。具体的には、フェイクニュース問題とか、アド fraudとか、そもそもPV主義でインターネットの世界はできていまして、PV主義というのは簡単に言うと、表看板だけすばらしいと皆さんがクリックして、それでビジネスが成立するのですけれども、中に入ったらとんでもないコンテンツがあるみたいなことです。放送の世界も視聴率主義と一緒だろうと言う方はいますけれども、実は視聴率主義というのは、番組全体を平均どれだけの人が見ていたかということで、中身も評価されての数字です。ところが、インターネットのコンテンツは、クリックしたら勝ちみたいな世界ですので、このままでは悪貨が良貨を駆逐する事態が起これかねないというのが私の個人的な危惧です。

影響力のあるメディアというのは、それなりの社会的自覚、責任がなければいけませんので、完全に自由というわけにはいきません。著作権処理の問題については、ちょっとだけ反応しておきますと、放送の同時配信とか見逃しサービスに関しては、権利処理については再考の余地があると私も思っています。事実上、ユーザーから見ると、同時配信とか見逃し配信は、リアルタイム放送であり再放送みたいなものですので、そのところは考え方を見直していいかなと思うのですけれども、それ以降のものになると、権利者への配慮も必要ですし、もともと通信専用で作っている映像コンテンツに関してはそれでいいかどうかという問題もあるかと思っています。

最後になりました。いろいろと申し上げましたけれども、私の提案の前提としましては、「Present push」から「Future pull」という発想が必要ということを上記申し上げておきます。

実はこれは現在のNHKの上田会長が就任されて、局内の職員向けの雑誌でおっしゃっていたことでございます。私は以前から、NHK在職中も、答えから迎えないとだめだよねと常々考えていろいろ提言してきた人間です。「Future」というのは何かというと、簡単に言うと、インターネットが放送よりも主になっていくということなのです。博報堂のデータによりますと、2014年に既に生活者の接触時間はインターネット接続端末が上回っています。これが今後10年、20年たつと7対3とか8対2でインターネットが中心になっていくわけです。ですから、「Future」というのは、インターネット中心で考えるということなのです。そこに放送の価値を最大化させる、コンテンツの利用を最大化させるというのは何なのかと考えたらどうかと思っております。

もう一つ、生活者の側面から見ますと、映像情報の消費というのは、放送しかなかった時代は当然編成型で、例えば月曜夜9時に月9を見るためにOLが走って帰らなければいけなかったのは事実ですけれども、これだけインターネット網が発達して利便性が上がってくると、オンデマンド・ピンポイントでないものは要らないというように当然生活者は反応してくるようになりますから、このオンデマンド・ピンポイントの利便性を前提で考えましょうということなのです。

もう一つ、産業である以上、広告主のニーズも考えなければいけません。広告主のニーズというのは、これまでアナログ時代はブランドビルディング、つまり、商品、会社を認知してもらうことが中心でした。ところが、ITの時代になりますと、ブランド定着だけでは不十分。ブランド定着が要らないということではありません。一定程度残るのですけれども、ブランド定着よりもCTA、これはCall To Actionというのですけれども、つまり、消費を喚起する。関与度を高めてもらうための広告というものがより重視されてきております。ですから、そのようになっていくのだという前提で、テレビ×デジタルというものも考えなければいけません。

そうはいつても、既にいらっしゃるプレーヤーの皆さんは、既得権益温存とまでは言いませんけれども、変わりたくないとかというのが人の常でございますので、誰かが起爆剤になって変えていかなければいけません。そうすると、振り返ってみると、もともと日本の放送というのはNHKと民放の二元体制で、NHKに新しい文化、サービスの普及役、突破口役を担わせてきました。ここでもう一度そういう役割をNHKが担ったら、より合理的ではないかと思っております。

というわけで、以上、ハード・ソフトの分離とEテレの地上波からの撤退、跡地を利用するという提案をしましたが、電波の有効利用、新規事業の育成、経済活性化という視点で是非一度考えていただければと思っております。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

では、御質問を。

○大田議長 ありがとうございます。

3点お伺いします。1つは、現在でもハードとソフトの分離が原則になっていますが、実際にはハードの一本化の動きが起こっていない原因はどこにあるとお考えでしょうか。また、御指摘のように、ハード・ソフトの分離を徹底させた場合に、放送事業への新規参入は起こってくるのか。新規参入を実際に起こすために、何か留意すべき点があればお教えいただきたいと思います。

もう一点、オールジャパン体制で同時配信、見逃しサービス、有料オンデマンドを横展開した場合に、1,800億円の動画配信市場が4,000億から5,000億円市場へと拡大可能とご説明されていますが、この4,000億円から5,000億円というのは、ざっくりとどのような計算なのかということをお教えください。

○次世代メディア研究所（鈴木代表） 鋭い質問をありがとうございます。

1つ目、なぜハード・ソフトの分離が進まないか。これはBS等衛星放送の世界では、既にハード・ソフト分離です。分離していないのは地上波デジタルネットワークだけです。この地上波デジタルネットワークも、実は詳細に中身を見てみると、放送素材の伝送は既に通信会社に依存してしまっていて、最後の電波の発信、家庭に届くまでという、ラストワンマイルよりは長いですが、最後の数キロ、数十キロというところだけに、実は放送会社が自分たちでやることにこだわっているわけです。

これは2001年のIT戦略会議で、当時の座長は宮内オリックス会長でしたが、このとき最初に出たのです。このとき、私はNHK放送文化研究所にいましたので、広告代理店とか、いろいろな人に意見を聞かれまして、そのときに広告代理店の人が言っていた一つの理由は、広告料というものは、スポンサーから電波料と番組制作費に分けてもらっているという説明をした方がいました。今から六十数年前に放送が始まったときには、確かにそうだったのです。つまり、放送局が立てたネットワークを使って電波を流しているのだから、そのコストは要りません。それから、番組制作費というのは、広告を見せるために人寄せパンダとして番組をやると。つまり、人寄せパンダの番組が人を集めないという広告は見られませんよということで、番組制作費というところもいただいていたというのが出発点だったようです。

ところが、現状ではそんな取引の仕方はしていないと、広告代理店の方に聞いても言っていて、現実にはいろいろなメディアがあったり、インターネットが出てきていますから、媒体価値で値段は決まっているということなので、それは当たらないとおっしゃっている方も放送業界の中にもいるのです。

一つは、これまでの商習慣というものを変えたくないという要因があるかなと思います。

もう一つは、テレビ局の中の雇用問題かだと思います。技術者が、例えばNHKとか日本テレビという枠組みから外れるということについての抵抗感もあろうかと思うのです。

この辺の問題がありますので、ドラスチックにすぐできることではないということは十分分かった上で、でも、例えばイギリスBBCは技術部門は完全に引き離しました。後で中村さんから詳細な御説明があるかもしれませんが、そういう成功例もあるわけです。

切り離れたことによって、例えばBBCテクノロジーズというのは、ITの分野に進出したことによって新たな仕事を作りました。そこに移った技術者たちがその後ひどい目に遭ったとは聞いておりません。そのようなこともありますので、やりようは幾らでもあるのではないかというのが、1点目の変えたくないというメンタリティーだと思っています。

2点目は、まず前提として、放送産業に新規参入させなければいけないというのも、よく見直した方がいいと私は正直に言うと思っています。なぜならば、最初に私が申し上げたとおり、どんどんインターネット中心の世界になっていくのです。インターネット中心の世界になっていくときに、今から装置産業である放送に高いイニシャルコストを払って参入して、果たしてビジネスがどれだけうまくいくのでしょうか。ですから、一挙に24時間、1週間、365日全部埋める放送が本当にどれだけメリットがあるかというのは、よく考えた方がいいと思います。

それでも放送をやると気持ちがいいとか、いろいろな問題があるらしくて、出たいという方もいらっしゃいます。その人たちはいきなりハードルの高い1年間全部を番組で埋めるということではなくて、時間別で入れられますというシステムをやるために、先ほど私が申し上げましたEテレ跡地というもので新しい座組を作る。ここは全て地域のローカルの民放さんがやるとは限りませんので、CATVの方がそこに参加して、CATVの場合は市町村単位の情報をエリア外に出すということになりますし、民放の場合は都道府県単位の人が外に出すということもありますし、もっと全然違う座組の、例えばある業界がその業界の話でやるということもありますしというように、自由な座組を、バーを低くして、敷居を低くしてあげるとやれるようになってきて、その試行錯誤の中で成功者が徐々に大きくなっていくということの方がいいのではないかと考えているというのが2点目です

最後に、オールジャパンの数値の根拠はということですね。正直に申し上げますと、誰もちゃんとした試算はしておりません。ただ、1点申し上げますと、例えば「おそ松くん」の続編としてテレビ東京さんが作ったアニメの「おそ松さん」というものがありますね。「おそ松さん」とインターネットで検索しますと、正規のコンテンツよりも違法のコンテンツが検索結果のトップページのうちの7割、8割を占めてしまっているのが現実です。ということは、全体の利用量の中に、正規のコンテンツではなくて違法コンテンツが、少なく見積もっても半分以上使われています。違法のコンテンツというのは、例えば場所がブラジルにあったり中国にあたりしますので、日本の産業としては、そのことによってマイナスがたくさん発生しているだけではなくて、経済的な指標の中に入っていないです。ですから、そういったものを取り込むだけで倍にはなるでしょうし、先ほど私が申し上げましたように、いろいろな新しい取り組みの余地が出てくるとプラスアルファの発展があり得るので、1,800億円が4,000億円から5,000億円に、というのは十分あり得るといって、私は経済学者ではございませんので、ざっくりとした勘で申し上げます。

以上でございます。

○八代委員 最後の点がおもしろかったのですが、「NHKを新たな映像文化普及の牽引役に」。

それは本当でしょうか。というのは、これは別に放送に限らず、一般に大企業の方が革新は難しい。それは結局、今までの投資が無駄になる可能性があるからです。もう一つは、NHKは全ての人に奉仕するというので、どうしても従来の伝統的文化を守る義務というか、そういう責務があるのではないか。むしろ先ほどおっしゃった一つのチャンネルを多様な製作者の番組でシェアするような形で新規参入者がどんどん入ってくるという方が、新しい映像文化を牽引できるのではないか。NHKはある程度確立したものをまた広げていけばいいのではないか、そこが疑問に思ったので、もうちょっと御説明いただければと思います。

○次世代メディア研究所（鈴木代表） 御指摘のとおり、既にNHKは大きな組織になっております。よって、変わりにくいという御指摘も十分そうかなと、私も内部に32年いましたので痛感しております。

投資が無駄になるという話ですけれども、NHKは本来、民間企業、営利追求型ではございませんので、国民の受信料で成立していますから、ここは時代が変わったのでこうしますということが無駄だというふうに考えずに、次の時代に対する投資という発想はあり得ると思っています。そもそもNHKが新規の文化やサービスを牽引するというのが本当にできるのか。そこに立ち返りますと、NHKができ上がった最初のころ、1953年にテレビ放送が始まっていますけれども、このころは映画会社の五社協定というのがあって、映画の俳優をテレビに出さないという取決めに対して、NHKの大河ドラマは、映画の俳優が出ないのだったら自分たちで役者を育てますと自ら役者を育成していました。それで大俳優になったのが、例えば亡くなった緒方拳さんです。

それから、朝ドラというのは、今でこそ有名になってしまった女優さんを使っていますけれども、その昔は無名の女優さんたちの登竜門で、言ってみれば俳優たちの育成の役割も果たしていたではないですか。もっとラジオの時代までさかのぼりますと、放送劇団とか放送合唱団というのがありまして、要は、文化の担い手の育成という役割もしていましたので、本来はそうだったということは間違いないです。

今、八代委員が言われたように、今は違うだろうと批判された場合には、私はNHKを擁護する立場でもございませんので、客観的な立場で言うと、そういう批判があることは事実ですけれども、それはNHKこそ受信料で成り立っていますので、考え方をええろというふうに言いやすい。民間企業ですと、利益追求だからそんなこと聞いていられないということになるかもしれませんけれども、NHKはそれができますよねというのが1点です。

それから、全てに対しての奉仕だから小回りがきかないというか、変わりにくいと言いますけれども、だから私はEテレの例を挙げたのです。Eテレというのは、全ての人に奉仕しています。奉仕する番組ではありますが、実態は週間接触者率、1週間に5分、Eテレを5分見る人の比率は、3割台しかないので。視聴率で言いますと、最も視聴率が高い番組は「おかあさんといっしょ」で4%弱です。ということは、初めから、そんなに最大公約数狙いで番組ができていませんので、個別のターゲットがしっかりと明確に決まっているので、それは一個一個ピンポイントで届けていけば、全体として、現状の接触者率3

割台を維持するだけでなく、より多くの人に届けることも十分可能です。

ネットの世界で言いますと、ニコニコ動画というのがございますね。あれが例えば600万人の有料会員を持っていた時代がありますけれども、あれも600万人向けの最大公約数的なコンテンツがあったわけではなくて、例えば将棋好きとか、何とか好きという数万、10万人程度のコミュニティーを20、30、100、200作って、結果、600万になっていますので、そもそもEテレというのはそういう番組ですよということなので、まずはEテレから着手すると、考え方が変えやすいかなと思っているという意味でございます。

○八代委員 おっしゃる意味はよく分かります。ただ、なぜ受信料でせっかくきちんとした固有財源を持っているのに、NHKは視聴率競争をやっているのか。NHKの人と話すと正に受信料を払っていただいているから全ての人を満足させなければいけないという、ちょっとそこに矛盾があるのではないか。

だから、おっしゃった意味は、もし完全にスポンサーの意向を気にしなくてよいならば、正にBBCみたいなことができるけれども、それが中途半端で、逆にどんどん民放化しているのではないかという批判ですね。これは元NHKの方から是非お聞きしたいということです。

○次世代メディア研究所（鈴木代表） 今、ここに来るんじゃないかなと思いが始まっていますけれども、冗談です。

私も作り手でしたので、作り手の生理からいうと、番組を作った以上は、よりたくさんの人に見てもらいたいというのが人間の性（さが）です。ですから、視聴率主義というふうに見えるかもしれませんが、作り手は、より多くの人に見てもらうために最大限努力するという事は避けられないというか、悪いことではないと私は思っています。ただし、NHKの存在理由はそうではないので、もともとあまねくというのは、物理的に電波を津々浦々に届けるということもありましたけれども、NHK発情報をあまねくみんなに活用してもらおうというのも2番目の大きな目的ではないですか。

そういう意味では、視聴率が例えば20%とか10%ある番組がたくさんあっても、同じ人たちがばかりが見ていて、結果的に接触率が50、60では意味がない。私が現役のころに例えていたのは、喫茶店に例えていたのですけれども、喫茶NHKは、高齢者が昆布茶で1人4時間、5時間粘っていて、視聴率的には高く見えるけれども、リーチは全然上がらない。当時、勢いのよかった喫茶フジは、若者がコーヒー1杯、30分でどんどん人がかわっていくので、結果的にリーチが高い。こういうことがあるので、やはりあり方は考えた方がいいよねと内部でも発言していました。

2009年、2010年、2011年の3カ年計画のときには、現状、70%台前半しかなかった接触者率を80に上げるという努力をした時代もあります。答えを言ってしまいますと、作り手の生理として多くの人に見てもらいたいという番組もあっていい。だけれども、視聴率と関係なく、結果としてリーチを最大化する番組もあるべきだという、二元体制ではないですけれども、2方向でやっていくと理想的な組織になるかなというふうに元NHKとしては思っていますが、現実にはなかなかそうならないということも御指摘のとおりだと思います。

ます。

○原座長 ありがとうございます。

私から3点だけ先に伺わせていただきますけれども、1つは、先ほどの大田議長の質問の1点目、ソフトとハードの分離がなかなか進まないのはなぜかということについて、なかなか進まない難しい理由は分かりました。また、他国で成功している例があるということも分かりました。その上でどうしたらいいのかということかと思えます。

御提案をいただいている、Eテレの地上波を開放するというのの一つの突破口になるということかと思えますが、その先で、民放も含めたテレビ局の構造がどう変革していくと見通せるのか。もしその道筋についてコメントいただけることがあれば教えていただければと、これが1点目です。

それから、Eテレの地上波の帯域の開放に関して、活用案として新たな地域発全国放送などの1チャンネルを構築するという御提案をいただいて、これは大変重要な御提案だと思いますが、運営主体がどのように選ばれて、枠を獲得して参入していくことになるのか。その具体的なイメージがもし何かございましたら、教えていただきたいと思えます。

3点目に、放送法の4条に関して撤廃は疑問であるということでもございました。ただ、私たちがこれまで議論している中でも、一方で、例を出すのがいいのかどうか、アベマさんのような、テレビの放送と見ている側からするとほぼ同じではないかと、何も違いがないではないかというようなインターネット放送もあり、片や放送であれば規制がかかり、インターネット放送であれば規制がかからないということに合理性があるのかどうかという議論を、この会議でも何回か議論しておりますが、もしそれに関してのコメントをいただけることがあればという、以上3点でございます。

○次世代メディア研究所（鈴木代表） 1点目、ハード・ソフト分離がなかなか進んでいないという理由は分かったと。どうしたらいいかということでしたね。1つは、時間が解決する部分があると私は思っています。何を言っているかということ、現状では、地上波の広告収入はもう伸びていません。先ほど申し上げましたように、ここから先、インターネット接続端末の接触時間が延び、放送の接触が減っていくとすると、その昔、4波行政というのがあって、全国津々浦々に4波、4局のテレビ局を設けるとしましたけれども、これが放送全体の民力、地域の民力が低下していく中で、事実上、ギブアップになる可能性があると思っています。

ところが現実には、ローカル民放は現在、史上空前の利益体質になっています。それは何でかということ、BSデジタルが2000年に、2003年から2006年で地デジが始まり、設備投資とか脅威論が高まりました。その後にインターネットがやってきまして、やはり大変だよということ、この間にローカル民放さんは合理化を進めました。その結果、広告収入自体は横ばいなのだけれども、合理化をすごく進めたために、利益があがる体質ができたにすぎないのですが、これは裏を返すと、土管になっていつてしまっているのですね。これでは本来のテレビ局の存在理由としてどうなのかという疑問が当然あります。ですから、

要はここから先、視聴者の情報行動が変わり、広告主の広告出稿状況が変わると、厳しくなっていくときに、例えば次の合理化案というのは、個別でみんながハードを運営するよりも、完全一本化というのが合理的だよねと、そちらから意見が出てき得るかなと思うのが1点目です。もう一つは、もしできるのであれば、規制というか、制度の問題として、そうしなさいという政策誘導が、あとで奈良審議官からそんなことできませんと言われるかもしれませんが、政策誘導としてそういったことがあれば進むかなと。

それから、残っているのはどのような質問ですか。

○原座長 新たに参入するチャンネルが、どう構築されて参入していくことになるのか。

○次世代メディア研究所（鈴木代表） Eテレ跡地の問題ですね。Eテレ跡地の問題は、電波のオークションではありませんけれども、運営主体はいろいろな人に手を挙げてもらうという手も当然あると思います。若しくは、実は放送というのは、新規参入の人たちが簡単に全部できるかという、なかなかそうではなくて、それなりの水準がないと、一定の人たちに見てもらえないです。

というわけで、それは既存の放送事業者たちの中から、今の組織から外れて、そこで指導的役割とかアドバイザーをやるという人も出てきていいです。つまり労働流動性みたいなことを促進してやってもいいし、主体そのものは、今、私がこれにしろということではなくて、皆さんで議論すればいいかと思っています。

次の質問は何でしたでしょうか。

○原座長 放送法の4条。

○次世代メディア研究所（鈴木代表） 放送と通信で違いがだんだんなくなっているというのは、そのとおりです。ところが、現実には、どんどんインターネットが増えていっている、放送が今は過半を割ってきたと先ほど申し上げました。ところが、放送は、極端に言うと、6系列、7系列のコンテンツで、民放だけで言うと5系列のコンテンツで2兆円をたたき出しています。インターネットは1.5兆まで来ましたが、コンテンツ自体は無限のチャンネルがあると言ってよい。つまり、一個一個のチャンネルは、放送ですとまだ平均で、夜の時間帯で8%、9%、10%台の視聴率をとっています。インターネットは、瞬間風速的に計測してやると、視聴率に換算すると全く1%にも届かないですね。ということで、言ってみれば、放送になった瞬間に多くの人にリーチしやすいというアドバンテージがあって、インターネットは極めて、結果的に多くの人になるかもしれませんが、瞬間的に話題提供力で言うとまだまだ弱い。

ということは、放送でやるということには、そのアドバンテージがありますので、私は規制が必要だと思っているということなのです。インターネットの皆さんが、そのまま放送に来られますと言ってしまうと、先ほど私が申し上げましたが、まだまだいろいろな課題があって、それが瞬時に1,000万人に届いて、それでフェイクニュースみたいなものが1,000万人に行ってしまうというのは、やはりまだ問題があるのです。ですから、放送がインターネットの側に行ったときには対等でいいかもしれないというのはそのとおりで

すけれども、放送の側に入ってくるというときには、それはちょっと考えた方がいいのではないかと。

おっしゃったとおり、ユーザーが、テレビ端末なのか、スマホなのか、PCで見るのかというときに違いを感じないというのはそのとおりなのですが、瞬間的にリーチする人数が2桁、3桁違うという事実は残っていますので、その影響力が残っている間は慎重に考えた方がいいというのが私の考え方です。

○原座長 一旦ここで区切らせていただいて、中村様から、すみませんが15分程度でお話をいただいて、その後、質疑をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○NHK放送文化研究所（中村上級研究員） NHK放送文化研究所の中村美子と申します。

放送文化研究所には、海外の放送制度や世界の公共放送を研究するグループが存在して、私はそこに1992年に放送センターから異動し、英国を担当することになりました。それ以来、主に放送制度、それから事業体論といったようなことを調査研究しています。今日の私への課題は、イギリスの放送制度の変遷と政策意図、それから、できればコンテンツの多様性につながる施策はあるかどうかというタイトルでした。私の場合は、コメントや提言というよりは、まずはイギリスで何がこの四半世紀で起きてきたのかということについて、制度から御説明させていただきます。

その出発点は、1990年放送法となります。サッチャー政府による各産業分野での規制緩和、競争導入ということが80年代に起きました。電気・通信分野でもブリティッシュテレコム为民営化や、国内電話通信の新規参入でマーキュリーという事業者が参入するという歴史がありましたが、いよいよ放送事業にも、90年代の放送ということで、同じ政策目的が導入されたわけです。

いろいろな変化が起きました。先ほども出たハード・ソフト分離、あるいは外部への制作委託のクォーター制といったようなことが出てくるのですが、前提として資料の備考に書いたことをお話しておきたいと思います。イギリスには、放送は公共サービス事業であるという非常に堅固な原理がありまして、当時、既にBBCは2つのチャンネル、それからITV、正式な名称はチャンネル3ですが、これは民放の一番大きなチャンネルで1955年に開始しています。このITVが1チャンネル、そして1982年に始まったチャンネル4、の合計4チャンネルの放送が行われていました。そして、全てこれは公共放送事業体が免許を所有し運営していました。つまり税金を投入してできた事業体が80年代まで放送を行っていたということです。ですから、ハード・ソフト分離というときも、これは国の財産を国に戻すということになりますので、民放さんもBBCも特段の反論はなかったようです。

民放に関して言えば、ITVは、ここで初めて放送免許を持ち自由に競争できることとなりますので、より一層そういうことに対する反対がなかったということをお話しておきたいと思います。

90年の放送法は、これまでの商業放送システムを一変させる大きな転換となる放送法で

す。放送分野でも、規制緩和による新規参入、競争市場を創造することによって、多様な選択肢を提供する。それによって、視聴者は選択の自由を獲得できるという考えです。

ただ、その一方で、適切な仕組みを講じることで、番組の質を確保し、視聴者を保護するというも行いました。つまり、経営の自由、あるいは新規参入の自由もあるけれども、一方で、視聴者を保護するというを両方同時に行ったということです。それが全体的な90年放送法の政策意図です。

そもそもITVというテレビチャンネルは、IBAという公共事業体が全国14の地域にそれぞれ番組制作会社を指定し、IBAが企画編成する番組を地域番組制作会社に発注するという仕組みをとっていました。また、地域の番組制作会社は、その地域のテレビ広告収入を独占的に得ることができました。90年放送法の下では、IBAは解体され、その代わりに免許付与監督機関として、ITC(Independent Television Commission)が設立され、ITCが14の地域放送免許を付与しました。そして法律上、ITVの免許保有者はロンドンにネットワークセンターを設立し、全国ネットの放送を行うということも義務づけられました。放送は公共サービスですからつまり、誰でも、どこに住んでいても、等しくサービスを受けられるという原則があります。免許は地域免許なので、地域向けに、ニュースなど地域放送番組を義務づけられましたが、その他のアウトプットは全国一律です。各地域免許の所有者が、そこで独占的な広告放送収入を得るという仕組みは、そのまま継承されました。

それから、コンテンツの多様化の施策として、BBCも含めて免許保有者に、外部プロダクションに25%の制作委託を義務付けました。振り返って見てみれば、強制的なやり方ですけども、そのことによってプロダクション、あるいは独立したプロデューサーといった人たちがテレビ産業に参入することができるようになりました。そういう意味では、アイデアの多様性をここで確保する道筋ができたとも言えます。要するに、内部の人材だけでは発想できないようなアイデアが外から生まれ、テレビに出せるということです。

それから、もう一つは、これは相当の経営合理化を迫る施策でもありますね。今までの人数で75%の番組を制作するということになりますから、当然、経営を圧迫しますので、効率化が進められるということになります。

この点に関しては、BBCにも同様の風が吹きました。この辺りからBBCの番組制作の外部委託が進むと同時に、詳細に調べてはいないのですが、恐らく雇用形態が変わったと思います。92年から95年の辺りに、それまでいわゆるBBCに終身雇用のつもりで就職したという感じだったのでしょうけれども、トータルコストシステムが導入され、番組予算に人件費が積まれるようになりましたので、当然、契約形態が変わらざるを得なくなりました。たとえば、長期契約ならば年金も含めた年収はこれくらい、あるいは金額は増えるけれど短期契約となって、自分の自由を確保する、など、そのように変わったのではないかなと思います。この辺は、正直言って、私自身がこれまで本格的に調査したのではなく、何人かに聞き取りをしたという範囲での説明ということを申し上げておきます。

送信部門の民営化については、先ほど鈴木さんからもお話がありましたので、特に詳し

くお話をすることはありません。まず、民放の送信部門が民営化されました。これは当時、一旦、政府所有会社とし、その後フランスのTDFとアメリカのクラウン・キャッスルの合併事業であるクラウン・キャッスル・インターナショナルに売却しました。当時の価格では7,000万ポンドと聞いています。

BBCについては、特許状というBBCの根拠法の更新にあわせて行うということになりましたので、実際に動き始めたのが1995年で、97年に1億5,000万ポンドでBBCの国内送信部門が売却されました。そのときの売却金は、ほとんどそのままBBCのデジタル資金として政府は与えました。98年9月に地デジが始まりましたが、その費用に充てたということです。

次の96年放送法は、地上デジタル放送を導入するための法律です。その際の政府の政策意図は「視聴者の選択の拡大」です。地上デジタル放送の帯域の利用方法には、放送に双方向性を取り入れる、HDを入れて高画質化するなど選択肢はいくつかありましたが、イギリスの場合は、できれば地上放送でも多チャンネルの有料サービスを導入したいと考えました。

帯域免許というのは、もう皆さんも御存じでしょうが、この帯域免許を導入するということは、多重周波数帯（マルチプレックス）を運営する免許、それから、そこに載せるテレビジョン番組サービス免許といった2つの免許で地デジを行うことになります。放送は公共サービスであるという原理が、サッチャー政権の中で揺らいだのですけれども、改めて96年放送法では、地上デジタル放送でも老舗の地上放送を継承することを決めました。これらの事業者を放送の中核であると再確認して、優先的にマルチプレックス運営免許を付与しました。

BBCに1帯域、ITVとチャンネル4に関しては共同で1帯域を付与しましたので、新たにマルチプレックスを運営する会社を設立して、その会社が免許を取得しました。6本用意されたうち3本については完全に開放して、その3本の帯域を多チャンネルで運営する事業者の入札を行いました。その結果、当初、デジタルに尻込みをしていたITVの人たちの中で、大手の人たちがコンソーシアムを組んで、帯域免許を取得し、当初、30チャンネル程度の有料放送を導入しました。しかし、残念ながら、衛星放送のスカイやケーブルテレビといった先行していた有料サービスに負けてしまい、数年で倒産。その後、BBCを中心として改めて地上放送のコンセプトを練り直し、地上波は無料、つまり、広告と受信料で行うサービスだという意味で、Freeviewという名前をつけて、現在に至っています。

帯域免許の保有者に関しては、いろいろな変遷がありますが、現在は、BBCと老舗の地上テレビ事業者と、それから地上送信部門を買収したアキーバが帯域運営を行っていて、60チャンネル以上が行われているところです。

また、地上テレビの所有規制の緩和ということも行われました。この時点で14地域免許の所有について、15%のシェアをとる2つの買収はだめだとか、いろいろな規制がかかっていましたが、段階的に緩和が進み、2003年の放送通信法で完全撤廃というところに至っています。そのことによって商業テレビの経営の合理性が進められ、現在、大型合併の結

果、ITVは14地域の免許所有者の数が2社となり、寡占化しているという状態です。

それから、チャンネル5についても、外資規制が撤廃され、ルクセンブルクのRTLが買収し、現在はアメリカのViacomが所有しています。

もとに戻りますと、2003年放送通信法というのは、世界で最もダイナミックで競争力のある放送通信市場を創造するというのが英国政府の考えで、市場強化、それから高品質で多様な選択肢を持つサービスへのユニバーサルアクセスの確保といったことが中心となっています。これもやはり90年放送法と同じように、経営の合理化あるいは拡大を進める一方、視聴者を保護するという2つの面を政策上維持したことになると思います。

簡単に言いますと、ここでは放送と電気通信分野に幾つもあった独立規制機関、監督機関をOfcom、オフィス・オブ・コミュニケーションズに一本化し、Ofcomには市場競争を促進させるという目的で、競争法に沿った市場影響判断もできるという力も与えています。

お手元の資料に書きましたコンテンツに関する柔軟な規制というのは、これを説明するとまた長くなってしまうのですが、イギリスの地上放送は非常に内容規制が厳しいです。例えば地域放送については、1週間で何時間やりなさいといったようなことが免許条件として規定されていたのですが、そうした数量規制を止めました。その代わりに、みずから目標を設定して、その履行状況をOfcomがチェックするという方法に変更しました。これをライトタッチな規制への変更と言っていました。商業テレビ事業者の自由度を高めたということです。

それから、資料に記載しました地域センターの創造についてですが、これは地方分権の声が高まり、行政も変わっていくという中で、さまざまな地域に番組制作を行う基盤を作るという政策目標です。それが法律上「outside of M25」と呼ぶ規定です。M25とは、ロンドンからイングランド北部までをつなぐ幹線道路の名称です。ロンドンという中心の外でどれだけ番組制作が行われているかをはかる目安ですが、地域・地方での制作を増やすために、こういうことも導入しています。

それから、BBC、ITV、チャンネル4、チャンネル5、それからテレテキストという文字放送を、2003年放送通信法では公共サービステレビチャンネルと規定しました。つまり、誰でも、どこにいても、等しく利用できるチャンネルでなくてはいけないということで、今後広がるテレビプラットフォーム、地デジ、衛星、ケーブル、IP、など、どんなプラットフォームでも公共サービステレビチャンネルは放送あるいは送信しなければならないということを義務づけました。視聴者の側からは、どのプラットフォームを自分が選択しても、必ずこれらのチャンネルは視聴できるという状況になっています。

2010年のデジタル経済法というのは、ブロードバンド時代に備えた法律です。放送サービスについては、この法律で地デジにローカルテレビを導入したということだけ指摘しておきたいと思います。

長々と失礼いたしました。

○原座長 ありがとうございます。

では、御質問をお願いします。

○大田議長 ありがとうございます。

2点お伺いしたいのですが、25%を独立系プロダクションに委託するというクォーター制が導入されて、アイデアが多様化されたというお話がありました。冒頭に原座長も言われましたように、私どもの改革が目指すところは、国民に多様で良質なコンテンツを提供するということにあります。こういう外部への委託をある程度強制力を持たせた形でやるというのはプラスだと考えていいのかどうか、お考えをお聞かせください。

それから、所有規制の緩和の結果として、14地域のITV免許保有者の数が現在2社になっているということですが、これは多様で良質なコンテンツの提供という観点から見て何か影響があったかどうか、お教えください。

○NHK放送文化研究所（中村上級研究員） まず、25%クォーターを制度化することがプラスかどうかというご質問ですね。イギリスの場合は、90年代にそういったことをしたことによって、独立プロダクションというものが非常に大きく育ちました。経営も、要するに免許に応じた形の経営戦略を立てて、コンテンツ制作については外部に委託するという形で成功してきているのではないかと思います。

もう一つ、Ofcomになってから、つまり2003年法の下で、タームズ・オブ・トレードという、独立プロダクションの契約を、独立プロダクションが番組の2次展開をできるようにする取り決めをさらに入れていきます。つまり、それまでは独立プロに番組を委託しても、1次放送した後、2次展開権はほとんど放送事業者に帰属していました。要するに、放送事業者が投資したのだから、それを回収するという仕組みだったのですけれども、このままにしておくと、独立プロはただ番組を作るだけとなり、自ら新しい発想や発展をしていくことが阻害されるということで、基本的には2次展開権を制作プロダクションが持てるようにしました。

それまでは放送局から契約したお金で放送を作るだけだったのですが、2次展開権を持つことで、お金を得て、それをみずからの制作に投資するという仕組みができて、独立プロが発展していったというところはあるのではないかと思います。

それから、先ほど言いましたように、90年代初頭に雇用システムが変わってきたのではないかと思います。メディア産業、テレビ産業の人間の流動がこの時点で始まっているので、そういう意味でも、例えばBBCでこういう番組を作ったといった方が独立してプロダクションを設け、そこでドキュメンタリーあるいはドラマを作り、そこからまたBBCの幹部として入ってくる事例がありました。私は、90年代からイギリスの放送界を見てきましたが、この辺の自由な移動という現象について、その理由を明確に述べることはできませんが、実態としてメディア産業の人材の流動が始まったのは、25%クォーターという制度から派生してきた展開ではないかと思います。

ちなみに、BBCも昨年、自分の制作部門を完全外部化して、BBCで放送する番組やコンテンツについては全て制作委託するという形になり、どこからでもアイデアを出してきても

らうというシステムに変わってきています。

2番目の質問は、所有規制の緩和でコンテンツの多様化を損なうことはないのかという疑問だとは思いますが、最初に申し上げたように、免許条件が非常に厳しいのです。もし免許条件や番組内容規制に違反した場合、罰金か、あるいは免許の取り上げということも可能なくらいOfcomには権限があります。所有がどう変わろうと、規制によって番組の質や多様性が維持される仕組みが取られています。視聴者はテレビを通じて番組を受けとめますので、これまで大きな問題は起きてはいません。

以上です。

○村上専門委員 御説明どうもありがとうございました。

この取組には非常に関心があります。3つほどお聞きしたいので、分かる範囲でお答えいただければと思います。

1つ目が、英国でも日本のようにインターネットシフトが起きているのではないかとと思うのですが、それに対して政府とかテレビ会社はどんな対策をとっているのか。

2つ目が、英国で、海外に番組販売をして外貨を積極的に獲得しようというような動きがあるのかどうか。もしあるのであれば、どんな工夫をしているのか。

3つ目が、先ほど鈴木さんの話にも出ましたが、2003年の通信と放送の融合というか、通信放送法によって、それぞれの番組内容の規制に違いはあるのかどうか。

○NHK放送文化研究所（中村上級研究員） まず、第1の御質問は、インターネットのシフトが起きている中で、どんな対策を既存の放送事業者が行ってきているかということですね。先ほど2003年放送通信法で、全てのプラットフォームにテレビ番組サービスを提供しなくてはならないというのが、老舗の地上商業テレビやBBCに課せられた義務ですので、2007年の段階でBBCがiPlayerという無料、受信料の範囲内のサービスを開始しました。この当時は、基本的にはテレビ番組サービスの送信というのは、同時、サイマルを指していましたので、ストリーミングサービスが基本となっていました。その後、どんどんと視聴者がオンデマンドで見るようになりました。

このようにBBC iPlayerのようなものが出てきますと、オンデマンドで見るのが広がり、ITV、チャンネル4、チャンネル5がBBCと同じようにストリーミング、オンデマンドを開始しました。もちろん、権利処理ができたものだけしか出せません。少なくともこの時点で公共サービステレビチャンネルと規定されたこれらの人たちが提供する番組については、1回放送権が無線でも有線でもどこでも放送・送信できるように変えましたので、著作権の問題をクリアして始まりました。

なお、BBCの場合、iPlayerのプラットフォームはITVやチャンネル4や5のオンデマンドサービスのハブという形を取っていて、BBCが各社のオンデマンド・サービスの入り口になるという状況づくりもしています。

それから2点目の外国へのテレビ番組販売についてのご質問ですが、これは90年代の最初のグローバル化の時代に始まっています。ヨーロッパでデジタル衛星放送が始まってから、

どんどんと北米の事業者が番組販売やテレビチャンネルを開始しました。それに対抗して、特にイギリスの場合はBBCが中心となって政府から「コンペーティング・ワールド・ワイド」というように、世界で競争しろという課題を与えられ、グローバルな視聴者も前提としたテレビコンテンツの制作という考えが始まったと思います。

インターネットはさらにグローバル化したメディアです。イギリスでは、Netflixやアマゾンのサービスの利用者が非常に多いです。そうしたサービスのコンテンツは、基本的にはアメリカのプロダクションが制作したコンテンツが中心です。そこで、アメリカに対抗しイギリス産のテレビ番組を制作し、グローバルに展開しようという動きが起きています。90年代が衛星デジタル放送による第1のグローバル化だとしたら、いまはインターネットによる第2のグローバル化の時代といえると思います。制作する番組コンテンツは基本的にはドラマ、コメディといった娯楽が中心です。BBCはもちろんですが、ITVも同じようなグローバル戦略を持ち、海外販売はBBCのワールドワイド、あるいはITV Studiosといった子会社が、自社あるいは他社の作品も販売しているという状況だと思っています。

そういうことが進んでいますので、今、一番大事なのは、番組制作プロダクションをどうやって獲得するかという問題です。2次展開権を得るためには、番組制作プロダクションも傘下におさめなくてはいけなくなっていますので、この数年、そうした動きも活発になっています。なお、イギリスのプロダクションのトップ3は米国資本による所有となっています。

3番目のご質問のネットと放送の番組規制の問題なのですが、もともとテレビ番組であれば厳しい規制が適用されます。そうした番組をどこの放送局も放送しているので、それが放送以外で流されても問題が起こることはないのです。追加で申し上げれば、テレビ番組や映画と言った完成された作品が国内でも海外でも価値があり、多様な展開の可能性があります。では、ユーチューブでいろいろなコンテンツが出てきていますが、そうしたものについての規制は、私は余り詳しくないのですけれども、基本的にはプロバイダー規制という形で対応しています。

なお、オンデマンドサービスが始まってから、オンデマンドサービス事業者による自主規制機関も生まれましたが、現在はOfcomに吸収されているという状況です。

以上です。

○大田議長 せっかく奈良審議官においでいただいていますので、1点だけ質問します。先ほど鈴木さんにお聞きしたことと同じなのですが、今の放送法でも原則はハード・ソフト分離になっていますけれども、実際にハードの一本化の動きが起これない理由は、どこにあるとお考えでしょうか。

○総務省（奈良審議官） 現実に起こっておりません。鈴木さんのおっしゃったこと言いかえかもしれませんが、いろいろ放送事業は厳しい状況にはありますけれども、現時点で経営が立ち行かなくなりつつあるような事業者はローカルを含めてごさいません。あと、現在行っている商売をそこで大きく変えようと思う人が結局、ローカルを含めて現時点で

はいないという状況だと思います。今後どうなるかはもちろん分かりませんが、現時点では、そういう声は少なくとも総務省には届いていないということでございます。

○原座長 続けて奈良審議官に質問なのですけれども、今、25%クォーターのお話がありました。これについて総務省さんのお考えをお伺いできればと思います。90年代からイギリスでは相当の成果が得られてきたという中で、総務省さんでこれまでどう評価して検討されてきたのかどうか。

また、中村さんから、人材の流動とセットだったのではないかというお話がありました。それを進めていく上で、雇用形態の問題がひょっとすると何らかの制約になってきたのか、あるいは今でもなっているのかどうかを教えてくださいたいと思います。

○総務省（奈良審議官） 雇用形態というところまでいきますと、私ども、詳しく把握する権限もございませんので承知しておりませんが、そこから先にお話し申し上げますと、番組制作という意味で言うと、結構、NHKもそうですし、民放も関連あるいは関連ではない制作会社に委託している事例はございます。そういった意味で、そういった実態としてはある。むしろそこで課題があるとすると、下請け的な構造になっていて、そこで十分適正な取引が行われているのか、いないのかということからは従来から課題としてあって、その点、私どももさまざまな関係者、放送事業者さんとも話をし、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を作ったり、あるいは「放送コンテンツ適正取引推進協議会」を作ってもらったりして、徐々にそこは適正化に向かっているのだらうと思っています。

最初の質問のクォーター制ですけれども、今、申し上げましたように、それなりに委託している実態があるのだらうと思っています。それで、私どもの一つの政策という意味で言いますと、正直、やはり民間放送事業者の皆さんには、NHKも含めて自主自律という中で、そこに踏み込むのはなかなか難しいというのが実態としてあるのですが、NHKに関しましては、特に衛星放送に関しまして、1チャンネルにおいて企画競争とか外部委託あるいは共同制作、そういった番組の比率を現状では100分の50以上になるように努めることとしております。努力目標ですけれども、こういった目標を掲げておりまして、放送事業者の中でも特に公共性が高いNHKにおかれては、やはりそういった努力をしていただきたいということは政策として申し上げているということでございます。

○原座長 中村さん、鈴木さんから何かコメントをいただくことはございますか。

○NHK放送文化研究所（中村上級研究員） BSが始まってから大分委託が進んでいるということは承知しています。ですから、事実上、かなり委託が行われているとしたら、クォーター制よりも、今、審議官がおっしゃったように、どうしたら独立プロダクション、外部のプロダクションの方々がもっと自立的に自分の事業を発展できるのか、それを支援する方法があるとしたら、そうあるべきかとは思っています。

外部委託が進むとば寡占化も進むという状況がイギリスで見られます。プロダクションの裾野をどのように広げられるのか、例えば地域、地方で制作した番組を放送に乗せてい

けるような、制作の多元性が図れるような方法があればと思います。

○総務省（奈良審議官） 補足してよろしいでしょうか。先ほどの御説明で「NHKにお願いしている」と申し上げましたが、行政指導ではなくて、放送法に基づく大臣告示で基幹放送普及計画というものがございまして、その中で掲げているものでございます。

○原座長 今の中村さんの説明で、イギリスで進んでいるような人材の流動が日本では一定程度進んでいるのか、いかがでしょうか。

○NHK放送文化研究所（中村上級研究員） 日本における人材の流動については、これまできちんと調査していませんので、見解をお伝えするのは難しいです。ただ人材流動の点でイギリスの事情について、1つつけ加えておきます。冒頭でご説明した点ですが、IBAが免許を持っていた時代に、14の地域で番組制作を行っていました。ITV各社はIBAに電波のレンタル料を支払い、広告放送を行い、番組制作者として自立していました。ですから、人材が移動しても、番組制作という意味では基盤が各地に存在し、多様なジャンルの番組を制作してきたという歴史があります。そういう人たちがロンドンに流入してくるかもしれませんが、地域に残って得意なジャンルの番組を委託制作するという点を一応指摘しておきたいと思います。

○原座長 先ほど伺った中で、やはり自立的な独立プロダクションが運営され、さらに進化していく中で、今までのテレビ局にいらっしゃる方々が行ったり来たりされるという、おっしゃられたようなことが一つの有効な方策にも、道筋にもなり得るのかなと思いましたが、その辺りはまた引き続き、総務省さんとも議論させていただいたけたらと思います。

それから、もう一点だけ、先ほどの鈴木さんのお話に戻り、Eテレの地上波帯域の開放に関して、総務省さんのお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○総務省（奈良審議官） 確かにEテレの視聴率は高くございませんし、接触率も低いことは私どもも分かっていますが、教育放送というかなり公共性の高い放送サービスをNHKにやってもらっているという観点からすると、あと、これを地上放送ではなくて衛星放送にしたりインターネットに置き換えてしまうとすると、やはりどうしてもこぼれる人が出てくる。NHKの衛星契約をしていない人、あるいはインターネットの環境ですね。特に常時同時配信ですと、やはりある程度、光レベルのスピードが必要になってまいりますので、FTTHの契約はまだ6割ぐらいということも勘案すると、なかなかどうしてもこぼれる人が出てくるということになります。こういう点を考えると、代替するという発想は難しいなと。特にネットなどで、実際にNHKも幾つかネットで教育コンテンツを配信したりしてはいますけれども、そういったプラスアルファのサービスはすごく大事ななと思いますけれども、代替するのはなかなか難しいのではないかというのが私どもの考え方です。

○原座長 こぼれてしまうのをどうカバーするのかというところは大変重要だと思うのですが、鈴木さんに何か追加的にコメントをいただけたら。

○次世代メディア研究所（鈴木代表） 先ほど申し上げましたように、そもそも接触者率

が3割台で、視聴率が最高の番組は「おかあさんといっしょ」で4%ですね。ということは、こぼれる人を一度ちゃんと計算した方がいい。こぼれる人たちというのは、恐らくマイノリティーサービスでしょうか。教育放送ですので、インターネット環境はかなり高い確率で持っているはずです。そういうことを考えると、こぼれる人がいるかもしれないからということで一歩踏み出さないと、現状維持がずっと続いてしましまして改革にならないので、一度議論としては、本当にこぼれる人は誰ですかと。例えば、学校、教育現場だったらインターネットが今はほぼ成立していますねとか、障害者の問題等々だったら、厚生労働省も含めて情報環境をどうするかみたいな議論もありますねということをやっていると、誰がこぼれているか、そして、こぼれる人たちに対してプラスアルファの政策があり得ないかと。もっと言ってしまいますと、跡地のところで何らかの産業育成するわけですね。新規参入の開放をするわけですね。そこで発生する新たな収入との見合いでどうなのかというところまでを一度、計算、議論してみる価値があるかなというのが私の個人的な見解です。

○原座長 総務省さんとは引き続き議論をしたいと思いますけれども、今日の時点で何かコメントをいただくことがあれば。

○総務省（奈良審議官） 最後に鈴木さんがおっしゃった重要なポイントの一つが、今、国民の皆さんは地上波をただで見えていますので、衛星契約にするとNHKの料金が上がりますし、インターネットでもし今、光ファイバが来ていない人は光ファイバの契約をしてもらうことになる。そういったところも含めてこぼれる人をどうするかというところで議論があって、そこが現時点では難しいのではないかとというのが私どもの考え方です。

○田中副大臣 私は余り詳しいわけではないのですがけれども、アナログからデジタルというのも大きな転換だったわけですね。もちろん漏れる人もいっぱいいたと思いますけれども、ある程度の時間をかけました。しかし、現実にはうまく切りかえることも、大改革ですね。それによって地方もいろいろな伝送路から何から全て、地方局も大きな投資もしたりした。しかし、結局、乗りかえることができた。

やはりここは、今、放送と通信の融合という言葉も、そんなものはとっくに現実になっている現状に踏まえて、後追いということではないですけれども、やはり法律自体、制度を変えていく大きなときに来ているのではないかと。何か一つ、今、Eテレの話もありましたけれども、こういったことを進めていくことによって新しい需要が、どんどんイノベーションが生まれてくる。そういうチャンスなのではないかと。このチャンスはやはり生かすべきではないかなと、感想としてそのように感じました。

○原座長 大変ありがとうございました。

あと、事務局から何か確認事項などはございますか。よろしいですか。

それでは、お三方、大変長時間にわたってどうもありがとうございました。

○西川参事官 次回の投資等ワーキング・グループにつきましては、また別途御案内をさせていただきます。

○原座長 では、これで終了いたします。ありがとうございました。